

光インターネットサービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第31条の4の規定に基づきこの光インターネットサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより光インターネットサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して、他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 光インターネット網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 光インターネットサービス	光インターネット網を使用して行う電気通信サービス
5 光インターネット取扱局	電気通信設備を設置し、それにより光インターネットサービスを提供する当社の事業所
6 光インターネットサービス取扱所	光インターネットサービスに関する業務を行う当社の事業所
7 取扱所交換設備	光インターネットサービス取扱所に当社が設置する交換設備
8 光インターネット契約者回線	光インターネット契約に基づいて、取扱所交換設備と契約の申込者の指定する場所との間に設置される電気通信回線
9 光インターネット契約者回線等	光インターネット契約者回線及び当社が必要により設置する電気通信設備
10 光インターネット契約	当社から光インターネットサービスの提供を受けるための契約
11 光インターネット申込	光インターネット契約の申込み
12 光インターネット契約者	当社と光インターネット契約を締結している者
13 端末設備	光インターネット契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、電気通信設備の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含みます。）又は同一の建物内であるもの
14 自営端末設備	光インターネット契約者が設置する端末設備
15 自営電気通信設備	第1種電気通信事業者（事業法に定める許可を受けた者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

16	ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織を示す名称
17	I Pアドレス	インターネットプロトコルとして定められているアドレス
18	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 光インターネットサービスの品目等

(光インターネットサービスの品目等)

第4条 光インターネットサービスには、料金表に定める品目があります。

第3章 光インターネットサービスの提供区域等

(光インターネットサービスの提供区域等)

第5条 当社の光インターネットサービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

第4章 契約

(契約の種別)

第6条 光インターネットサービスに係る契約は、次の種類があります。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) 光インターネット契約

(契約の単位)

第7条 当社は、光インターネット契約者回線1回線ごとに1の光インターネット契約を締結します。この場合、光インターネット契約者は、1の光インターネット契約につき1人に限ります。

(光インターネット契約者回線の終端)

第8条 当社は、光インターネット契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離であって堅固に施設できる地点に端末設備を設置し、これを光インターネット契約者回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の地点を定める時は、光インターネット契約者と協議します。

(光インターネット申込の方法)

第9条 光インターネット契約の申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を光インターネットサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 光インターネットサービスの品目
- (2) その他光インターネット申込の内容を特定するために必要な事項

(光インターネット申込の承諾)

第10条 当社は、光インターネット申込があったときは、受け付けた順序に従って次項の規定に定める内容について審査を行った上で申込を承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、光インターネット申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 光インターネット契約者回線にあつては、それを設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 光インターネット申込みをした者が光インターネットサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 上記のほか、当社の業務の遂行上支障があるとき。

(最低利用期間)

第11条 当社が提供する光インターネットサービスについては、料金表に定めるところにより、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、光インターネット契約者回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 光インターネット契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(光インターネット契約者回線の移転)

第12条 光インターネット契約者は、光インターネット契約者回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第11条(光インターネット申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(光インターネット契約者回線の利用の一時中断)

第13条 当社は、光インターネット契約者から請求があったときは、光インターネット契約者回線の利用の一時中断（その光インターネット契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（利用権の譲渡の禁止）

第14条 利用権（光インターネット契約者が光インターネット契約に基づく光インターネットサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）を譲渡することができません。

（光インターネット契約者が行う光インターネット契約の解除）

第15条 光インターネット契約者は、光インターネット契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ光インターネットサービス取扱所に書面により通知していただきます。

- 2 前項による契約の解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、光インターネット契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、光インターネット契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

（当社が行う光インターネット契約の解除）

第16条 当社は、次の場合には、その光インターネット契約者回線に係る光インターネット契約を解除することがあります。

- (1) 第21条（利用停止）第1項の規定により利用停止された光インターネット契約者回線について、光インターネット契約者がなおその事実を解消しないとき。
 - (2) その光インターネット契約者回線が第11条（光インターネット申込の承諾）第2項第3号の規定に該当することとなったとき。
 - (3) 電力・電話の無電柱化等、当社、光インターネット契約者いずれの責めに帰すべからざる理由により当社電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で光インターネットサービスの継続ができないとき。
- 2 当社は、光インターネット契約者が第21条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、光インターネット契約者回線の利用停止をしないでその光インターネット契約者回線に係る光インターネット契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりその光インターネット契約を解除しようとするときは、あらかじめ光インターネット契約者にそのことをお知らせします。

（その他の提供条件）

第17条 光インターネットサービスに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第18条 当社は、光インターネットネット契約者から請求があったときは、料金表の定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

(注1) 当社は、付加機能を提供している光インターネット契約者回線の利用休止があったときは、その付加機能を廃止します。

(付加機能の利用の一時中断)

第19条 当社は、光インターネット契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第6章 回線相互接続

(当社の電気通信回線の接続)

第20条 光インターネット契約者は、その光インターネット契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、光インターネット契約者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を光インターネットサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その接続する電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約約款の規定により当社が承諾しない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合について、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第21条 当社は、次の場合には、光インターネットサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第22条（光インターネットサービスの利用の制限）の規定により、光インターネットサービスの利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により光インターネットサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを光インターネット契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第22条 当社は、光インターネット契約者が次のいずれかに該当するときは、3ヶ月以内で当社が定める期間（光インターネットサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった光インターネットサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その光インターネットサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第34条（利用に係る光インターネット契約者の義務）又は第35条（他人に使用させる場合の光インターネット契約者の義務）の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定により、光インターネットサービスの利用停止しようとするときは、あらかじめその理由、利用停止する日及び期間を光インターネット契約者にお知らせします。

第8章 光インターネットサービスの利用の制限

(光インターネットサービスの利用の制限)

第23条 当社は、光インターネットサービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が利用している光インターネットサービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の光インターネットサービスの利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安の機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記6の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第24条 当社が提供する光インターネットサービスの料金は、料金表に定めるところによります。

- 2 当社が提供する光インターネットサービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第25条 光インターネット契約者は、その光インターネット契約に基づいて当社が光インターネットサービスの提供を開始した翌日（端末設備の提供についてはその提供を開始した翌日）から起算して光インターネット契約の解除（端末設備についてはその廃止があった日）があった日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日と同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表に規定する料金を支払っていただきます。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により光インターネットサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、光インターネット契約者は、その期間中の料金の支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、光インターネット契約者は、次の表に規定する場合を除いて、光インターネットサービスを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区別	支払いを要しない料金
1 光インターネット契約者の責めによらない理由により、その光インターネットサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（12時間の倍数である部分に限ります。）に対応する光インターネットサービス（光インターネットサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります）についての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその光インターネットサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその光インターネットサービス（その光インターネットサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金
3 光インターネット契約者回線の移転又は端末設備の移転に伴って、光インターネットサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（光インターネット契約者の都合により光インターネットサービスを利用しなかった場合であって、その光インターネット契約者回線等を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその光インターネットサービス（その光インターネットサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金

(工事費の支払義務)

第26条 光インターネット契約者は、光インターネット契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその光インターネット契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下このにおいて「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、光インターネット契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担して頂きます。この場合において、負担を要する額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第27条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表に定めるところによります。

第4節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第28条 光インターネット契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第29条 光インターネット契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第10章 保守

(光インターネット契約者の切分責任)

- 第30条** 光インターネット契約者は自営端末設備又は自営電気通信設備が光インターネット契約者回線に接続されている場合であって、光インターネット契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、光インターネット契約者から請求があったときは、当社は、光インターネットサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を光インターネット契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、光インターネット契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、光インターネット契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

- 第31条** 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第22条（光インターネットサービスの利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関（海上保安機関を含みます。）に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記6に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます）
3	第1位順位及び第2位順位に該当しないもの

第11章 損害賠償

(責任の制限)

- 第32条** 当社は、光インターネットサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光インターネットサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障を生じ、全く利用できない状態と同じ程度の状態を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第24条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その光インターネット契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、光インターネットサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第24条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその光インターネットサービスに係る料金額（その光インターネットサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失により光インターネットサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
（注）本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表の規定に準じて取り扱います。

(免責)

- 第33条** 当社は、光インターネットサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、光インターネット契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第34条 当社は、光インターネット契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求した光インターネット契約者にお知らせします。ただし、この約款に特段の規定がある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る光インターネット契約者の義務)

第35条 光インターネット契約者は、当社が光インターネット契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないことを守っていただきます。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。

2 光インターネット契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の光インターネット契約者の義務)

第36条 光インターネット契約者は、当社が光インターネット契約に基づき設置した電気通信設備を光インターネット契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 光インターネット契約者は、前条の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかつた場合を除いて、当社が光インターネット契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対しての責任を負っていただきます。

(2) 光インターネット契約者は、当社が光インターネット契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金又は工事に関する費用のうち、その電気通信設備を使用する者の使用によるものについて、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。

(光インターネット契約者回線の設置場所の提供等)

第37条 当社は、当社電気通信設備を設置する為に必要最小限の範囲において、光インターネット契約者が所有、もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用させていただきます。

2 光インターネット契約者は、光インターネット契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

3 光インターネット契約者は、契約の締結について賃貸借人その他利害関係人がある場合、事前に必要な承諾を得るものとし、光インターネット契約に関し責任を負っていただきます。

(光インターネット契約者からの電気の提供)

第38条 当社が契約に基づき設置する端末設備に必要な電気は、光インターネット契約者から提供していただきます。また当社が契約に基づき設置する電気通信設備に伴い電気が必要な場合は光インターネット契約者に提供していただきます。

(技術資料の閲覧)

第39条 当社は、当社が指定する光インターネットサービス取扱所において、光インターネットサービスを利用するうえで参考となる別記7の事項を記載した技術資料を閲覧に供しま

す。

(機密保持)

第40条 光インターネット契約者及び当社は、契約の履行、および光インターネットサービスの提供に関し知り得た光インターネット契約者および当社の機密を第三者に漏らしてはなりません。

(法令に規定する事項)

第41条 光インターネットサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第42条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

1 光インターネットサービスの提供区域等

当社の光インターネットサービスは、次に掲げる市町村の区域とします。

愛知県刈谷市、安城市、高浜市、知立市、碧南市、西尾市

2 光インターネット契約者の地位の承継

- (1) 相続または法人の合併により光インターネット契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに光インターネットサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうち1人を代表者として取り扱います。

3 光インターネット契約者の氏名等の変更

光インターネット契約者は、その氏名、名称又は住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに光インターネットサービス取扱所に通知していただきます。

4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

5 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に代わって、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）にその光インターネットサービス契約に係るIPアドレスの割当て若しくは返却、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）にその光インターネットサービスに係るドメイン名（JPRSによって割り当てられるものに限り、以下5において同じとします。）の割当て、変更、移転若しくは廃止又はJPNIC若しくはJPRSにその光インターネット契約に係るJPNICデータベース（IPアドレス又はドメイン名の利用にあたりJPNIC又はJPRSに登録される情報をいいます。以下同じとします。）の登録若しくは変更の申請手続き等を行います。この場合、契約者は、JPNIC又はJPRSに対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) (1)の場合、契約者は、料金表に規定する手数料を支払っていただきます。
- (3) 契約者は、ドメイン名（その光インターネット契約に係るもの（当社が別に定める、ものを除きます。））に限り、以下5において同じとします。）を利用している場合は、料金表に規定する料金を支払っていただきます。
- (4) 契約者は、ドメイン名を利用している場合において、光インターネット契約の解除があったときは、そのドメイン名について、速やかに指定事業者（JPRSに対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、JPRSが定めるものをいいます。以下6において同じとします。）の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (5) (4)の場合において、一定期間経過後もなお指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名について、次の申請手続きを行います。

ア IP以外の場合

JPRSを指定事業者とみなしてJPRSへの指定事業者の変更の申請手続きを行います。この場合、変更後のドメイン名に関する取扱いについては、JPRSの定めるところによります。

イ そのドメイン名に係る(3)に規定する料金の支払いが行われていない場合

ドメイン名の廃止の申請手続きを行います。

6 新聞社等の基準

用語	用語の意味
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数は、一の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

7 技術参考資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
(1) 物理的条件 (2) 電气的条件 (3) 論理的条件

附則

(実施期日)

この約款は、平成15年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、平成17年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、平成18年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、平成23年4月1日から実施します。

光インターネットサービス料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、光インターネット契約者がその光インターネット契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に関インターネットサービスの提供開始（端末設備についてはその提供の開始）があったとき
 - (2) 暦月の初日以外の日に関インターネット契約の解除があったとき。
 - (3) 暦月の初日に光インターネットサービスの提供の開始（端末設備についてはその提供の開始）を行い、その日にそのインターネット契約の解除があったとき。
 - (4) 第24条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 光インターネット契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する光インターネットサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5の規定にかかわらず、光インターネット契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金前払いに伴う料金の減額)

- 8 光インターネット契約者は、光インターネットサービスに関する料金について、当該月分を含む6か月又は1年分の料金を一時に支払うことができます。
ただし、当該月分の料金が日割によるものであるときは、又は当該月分の料金が支払期日までに支払われないときは、この限りではありません。
 - (1) 光インターネット契約者が、前項の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その期間における料金については、2（料金額）の（1）（定額利用料）と（2）（加算額）の合算した額から次表に規定する額を減額して適用します。

種 類	料金の減額（月額）
6か月分の料金を一時払いにより支払う場合	2の（1）と（2）の合算した額に0.013を乗じて得た額
1年分の料金を一時払いにより支払う場合	2の（1）と（2）の合算し

	た額に0.03を乗じて得た額
--	----------------

- (2) 一時払いにより料金が支払われた光インターネットサービスについて、支払を受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、前項の規定にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区分		料金の取扱い
光インターネットサービスの料金の改定等があったとき。	月額で定められている料金の額が増加したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	月額で定められている料金の額が減少したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。
光インターネット契約の解除があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日から光インターネット契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。

(前受金)

- 9 当社は、料金又は工事に関する費用については、光インターネット契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。
(注)9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 第24条（料金の支払義務）から第25条（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める本体価格に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費に関する費用を減免することがあります。
(注)当社は、料金等の減免を行ったときは、光インターネットサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第1表 料金

1 適用

区 分	内 容	
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。	
	品 目	内 容
	100Mbps	最大100Mbpsまでの符号伝送が可能なもの
(2) 最低利用期間内に光インターネット契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 光インターネットサービスには最低利用期間があります。</p> <p>イ 光インターネット契約者は、最低利用期間内に光インターネット契約の解除があった場合は、約款第24条（料金の支払義務）及び料金表の規定にかかわらず、残余の期間に対応する利用料に相当する額（定額利用料に消費税相当額を加算した額とします。以下この欄において同じとします。）を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>	
(3) 長期継続利用割引の適用	<p>ア 当社は、光インターネット契約者から、その光インターネット契約に係る光インターネット契約者回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、2（料金額）の（1）の額から同表に規定する額を減額して適用します。</p>	
	種 類	継続して利用する期間
	(ア) 3年利用	3年間
	(イ) 6年利用	6年間
	料金の減額（月額）	
2の（1）の額に0.07を乗じて得た額		
2の（1）の額に0.11を乗じて得た額		
<p>イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（光インターネット契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その光インターネット契約者回線の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には光インターネット契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る光インターネット契約者回線について、その光インターネット契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る光インターネット契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前まで、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。</p>		

	<p>キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。</p> <p>ク 長期継続利用に係る光インターネット契約者は、長期継続利用期間の満了前に光インターネットサービスの品目又は光インターネット回線の移転によりその光インターネット契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="550 622 1331 929"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 品目の変更等により料金が減少した場合</td> <td>残余の期間に対応する料金の差額(減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 長期継続利用の廃止があった場合</td> <td>残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ケ 長期継続利用の開始から1年以内にクの表の(イ)に該当する場合が生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額(同表に基づき算定した支払いを要する額を含みます。)が、その光インターネット回線が最低利用期間内に契約の解除があった場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>	区 分	支払いを要する額	(ア) 品目の変更等により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額(減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額	(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額
区 分	支払いを要する額						
(ア) 品目の変更等により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額(減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額						
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額						
(4) 付加機能使用料の適用	付加機能使用料の適用については、第24条(料金の支払義務)に定めるところによります。この場合において、同条により支払いを要する料金の額は2料金額の規定の額に消費税相当額を加算した額とします。						

2 料金額

(1) 定額利用料

1契約者回線ごとに月額

品目	料金額
10Mbps	73,500円(本体価格70,000円)
100Mbps	108,150円(本体価格103,000円)
備考 1のメールアドレスの利用、10MBのホームページ公開機能の利用を含みます。	

(2) 付加機能使用料

(2-1) 付加機能の種類

種類	提供条件
セカンダリDNS機能	この機能を利用するインターネット契約者に係るドメイン名またはIPアドレスを当社のドメイン名管理装置に登録
	(1)本機能は、セカンダリDNSに限り利用することができません。

	し、ドメインネームシステムによる名前解決をすることができる機能。	
--	----------------------------------	--

(2-2) 料金額

区分	単位	最大単位	料金額 (月額)
電子メール機能	1のメールアドレス追加ごとに	30メールアドレスまで	315円 (本体価格300円)
ホームページ公開容量増加機能	10MB追加ごとに	20MBまで	315円 (本体価格300円)
セカンダリDNS機能	1のドメイン名を除く他のドメイン名について1のドメイン名ごとに	—	1,050円 (本体価格1,000円)

第2表 工事に関する費用（附帯サービスの工事費を除きます。）

第1 工事費

1 適用

区分	内 容								
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要する光インターネット契約者回線において、1の工事ごとに適用します。								
(2) 端末設備の移転の場合の工事費の適用	端末設備の移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事に適用します。								
(3) 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="598 582 1412 958"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 回線終端装置等の取付工事</td> <td>当社が提供する回線終端装置の取付け又は変更を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線接続工事</td> <td>光インターネット契約者回線を光インターネット取扱局で光インターネット網と接続する工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 局内工事</td> <td>光インターネット取扱局に設置される取扱所交換設備において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 回線終端装置等の取付工事	当社が提供する回線終端装置の取付け又は変更を行う場合に適用します。	イ 回線接続工事	光インターネット契約者回線を光インターネット取扱局で光インターネット網と接続する工事に適用します。	ウ 局内工事	光インターネット取扱局に設置される取扱所交換設備において工事を要する場合に適用します。
工事の区分	適 用								
ア 回線終端装置等の取付工事	当社が提供する回線終端装置の取付け又は変更を行う場合に適用します。								
イ 回線接続工事	光インターネット契約者回線を光インターネット取扱局で光インターネット網と接続する工事に適用します。								
ウ 局内工事	光インターネット取扱局に設置される取扱所交換設備において工事を要する場合に適用します。								

2 工事費の額

区分	単位	料金額
(1) 基本工事費	1の工事ごとに	31,500円 (本体価格30,000円)

第2 設備費

1 適用

区分	内容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

区分	設備費の額
設備費	別に算段する実費
備考	別に算段する実費の算出方法については、当社が指定する光インターネットサービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 附帯サービスに関する料金

1 申請手数料

区分	単位	料金額
ドメイン名に係るもの	1ドメイン名ごとに	1,050円 (本体価格1,000円)

(注1) 上記手数料のほか、JPNIC 又は JPRS への手数料 (実費) が必要な場合があります。

2 ドメイン名維持管理料

区分	単位	料金額 (月額)
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに	420円 (本体価格400円)

別表 基本的な技術的事項

(1) 当社が回線終端装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
100Mbps	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T、100BASE-TX準拠

附則

(実施期日)

この料金表は、平成15年4月1日より実施します。

附則

(実施期日)

この料金表は、平成15年6月1日より実施します。

附則

(実施期日)

この料金表は、平成16年4月1日より実施します。

附則

(実施期日)

1 この料金表は、平成17年4月1日より実施します。

(経過措置)

2 この届出料金表実施前に10Mbpsの品目で契約を行った者の電気通信サービスの料金については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この料金表は、平成19年5月1日より実施します。

(経過措置)

2 10Mbpsサービスの提供期間を平成24年4月30日までとします。

附則

(実施期日)

この料金表は、平成20年4月1日より実施します。

附則

(実施期日)

この料金表は、平成20年7月1日より実施します。